

「特別管理産業廃棄物管理責任者」

資格取得講習のご案内

「**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**」により、次の廃棄物は特別管理産業廃棄物として取り扱う必要があります。

- テトラクロロエチレン（通称「パーク」）
- 石油系溶剤を含む廃棄物
- トリクロロエタン等の有機塩素系物質を含む廃棄物

これらの特別管理産業廃棄物を生ずるクリーニング所では、法令により「**特別管理産業廃棄物管理責任者**」を置かなければならないこととされています。

「特別管理産業廃棄物管理責任者」は法令で定める資格要件として、大学等で特定の科目を修了した者などのほか、「**同等以上の知識を有すると認められる者**」とされています。

クリーニング師研修とあわせて実施する研修科目【特別管理産業廃棄物管理責任者**資格取得講習**】を受講した場合には「同等以上の知識を有すると認められる者」として認定され、クリーニング所における「**特別管理産業廃棄物管理責任者**」の資格を取得できます。

受講者には、「修了証書」を交付します。（更新講習はありません）

修 了 証 書

あなたは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくクリーニング所に係わる特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得するために必要な所定の課程を修了したことを証します

新規に免許を取得された方、都合が悪く資格を取得していない方に受講をお勧めします。

- 1 日 時 クリーニング研修開催日と同日（10：00～12：00）
- 2 会 場 クリーニング研修開催会場と同会場
（八戸市、むつ市、東北町、青森市）
- 3 受講料 3,000円【**資格取得講習分として**】
 - *当日午後に開催するクリーニング師研修（13：00～17：00）【受講料5,000円】とあわせて受講してください。
 - *ただし、次の方は「**資格取得講習**」のみの受講が可能です。
 - 平成28年開催のクリーニング師研修を修了された方
 - 平成29年開催のクリーニング師研修を修了された方
 - 平成30年開催の会場でクリーニング師研修（第1型）を修了された方（受講される方）